

リース料の負担軽減に道ひろく

民商の運動が実りました!

「支払猶予に応じるように」

政府がリース業界に要請

経済産業省は4月16日、金融機関に返済猶予の努力義務を課した「金融円滑化法」の趣旨を踏まえ、リース料の支払い猶予や契約期間延長の申し込みに柔軟かつ適切に対応するよう、社団法人リース事業協会(265社加盟)に「通達」を出しました。

負担増えない対応を一全商連が中企庁長官に要望

全商連の国分総会長は4月22日、長谷川榮一中小企業庁長官に会い、「リース料の支払い猶予や条件変更にあたっては、遅延損害金や延滞利息を求めないこと」「遅延があっても、合意なしにリース物件を引き揚げないこと」「条件変更後の支払いが変更前の金額を上回らないように配慮すること」など、中小業者の負担が増えない対応をリース業界に要請するよう求めました。



長谷川長官(右端)に要請書を手渡す全商連・国分会長(左端)ら。吉井英勝衆院議員が同席しました(左から2人目)

中小企業庁が
全商連に回答

- ▼支払猶予はリース会社と業者との合意で行われるので、遅延損害金や延滞利息は発生しない
- ▼両者の話し合いによって、支払い期間の延長は可能

長谷川長官は、「町工場は日本の宝。みなさんの声を踏まえ、リース料の支払猶予をリース業界に要請した」「リースする方も社会的使命がある。金の卵(中小業者)をいま、つぶしてはいけない」との考えを示しました。

また、合意なく支払いが遅れた場合に発生する遅延損害金(延滞利息)は、「年14.6%で税金とそろえている。それを上回る利率になっていれば報告してほしい」「条件変更など(社)リース事業協会の取り組みについて報告してもらい、みなさんに公開したい」と述べました。

リース業界・政府の「相談窓口」はこちら…

- 社団法人リース事業協会(相談専用電話:03-3234-2801)
- 経済産業省商務情報政策局取引信用課(電話:03-3501-2302)



リース料の支払いに困ったら… 民商に相談を!

リース代の負担を軽減し、中小業者が経営を維持することは雇用を守り、地域経済を支えることにつながります。リース料の支払いや資金繰りで困ったら、民商にご相談ください。

民商は、中小業者の危機打開へ、リース料や工場家賃など「固定費補助」を求めて運動しています。

署名にご協力下さい

全国商工団体連合会
www.zenshoren.or.jp/

民主商工会 ☎